

紀南環境広域施設組合規則第3号

紀南環境広域施設組合個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年6月15日

紀南環境広域施設組合 管理者 真 砂 充 敏

紀南環境広域施設組合個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

紀南環境広域施設組合個人情報保護条例施行規則（平成25年紀南環境広域施設組合規則第8号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号及び第2号中「第2条第4項第1号」を「第2条第6項第1号」に改める。

第7条中「第2条第4項第2号」を「第2条第6項第2号」に、「第2条第4項第1号」を「第2条第6項第1号」に改める。

第9条第1項第1号中「住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の4第1項に規定する住民基本台帳カード」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード」に改め、同条第2項中「対し、」の次に「当該法定代理人等に係る」を加え、「提出しなければならない」を「提出し、かつ、当該委任者に係る同項各号に掲げる書類を提示し、又は提出しなければならない」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。